

美浜町エネルギービジョン事業化計画を策定しました

町では、平成30年3月に「美浜町エネルギービジョン事業化計画」を策定しました。これは、平成29年3月に策定した「美浜町エネルギービジョン」で描いた、町が目指すべき姿の実現に向け、課題解決のためのプロジェクトを具体的な行動計画として取りまとめたものです。

■事業化計画とは？

エネルギービジョンでは、ビジョンの実現に向け、さまざまな地域課題の解決に向けた取り組みとして15のプロジェクトを掲げています。事業化計画では、それぞれのプロジェクトについて個別事業を設定し、18の事業に絞り込みを行いました。そして、事業実施のための体制や行動計画（スケジュール案）、課題の洗い出しとその対応方策等の整理を行い事業化計画として取りまとめました。

■計画の策定にあたって

事業化計画は、福井大学や地域、団体の代表者、企業から構成される策定委員会を設置して検討を行いました。更に、策定委員会を3部会（産業振興部会・観光交流部会・地域

づくり部会）に分け、それぞれの部会において、町の現状や課題、近隣地域の取り組み等を調査・把握し、課題解決のための事業実現に向けた行動計画等について検討しました。

■今後の取り組みについて

町では、今年度から本格的に事業化計画を実行していきます。実行には「美浜町エネルギービジョン推進委員会」を設置して、国等の関係機関と連携を図り、各プロジェクトの進捗状況と成果を確認しながら実施します。

今後、各事業について、更に詳細な検討を加えながら、エネルギーの取り組みを通じたまちづくりを進め、「エネルギーの町」として町内外に発信できるように取り組んでいきます。



↑30年後を見据えた人材育成に活用する美浜町エネルギー環境教育体験館「きいばす」

◎再生可能エネルギーを活用して地域の活性化に取り組むモデル集落を募集します

町では、今年度、再生可能エネルギーを通じた地域活性化の実現に向けて、地域課題や地域資源に応じた「集落主体モデル事業等」の検討を行う集落等（個別または地域（複数区）を募集します。

この事業は、集落等が抱えるさまざまな地域課題に対して、再生可能エネルギーの切り口から課題を解決するための、集落等単位の取り組みの検討を支援するものです。

今年度は、町内で集落等が主体となつて進める再生可能エネルギー導入活用モデルとなるような取り組みの検討を支援するため、対象集落を公募して指定します。指定を受けた集落等へは、町が契約するコンサルタント業者を派遣し、検討を支援します。

募集の詳細については、7月初旬に町ホームページでお知らせするとともに、各区長を対象とした説明会を7月9日（月）に開催する予定です。

※お問い合わせ先

町エネルギー政策課（担当・久木）
☎32・6716

（参考）

美浜町エネルギービジョンとは

町では、原子力発電に加え、新たに再生可能エネルギー等の導入・利用促進といった「エネルギー構造転換」に向けた取り組みの推進や町民の皆さんへの理解を図っていくことが必要と考えています。

美浜町エネルギービジョンは、原子力発電所立地の自治体として、どうあるべきかをエネルギーの面から中長期的に見て、具体的な町の姿を描くために策定したものです。また、周辺地域の模範となるような、エネルギーの取り組みを通じたまちづくりの在り方・指針を定めることもビジョン策定の目的としています。



平成29年3月 福井県美浜町

美浜町エネルギービジョン事業化計画で取り組む個別事業

ビジョン 『美浜×エネルギー』のショーケースとなる次世代拠点づくり
⇒地域資源の地消による、ヒト・カネ・企業の活性化

- 方向性1: ヒトを育て呼び込む
- 方向性2: 地域でお金をまわす
- 方向性3: 企業を元気にする
- 方向性4: グリーンで効率的なインフラを整える

個別事業	プロジェクト名
美浜町エネルギー環境教育体験館きいばす展示設備整備事業	①太陽光発電や蓄電池、EV(電気自動車)等を導入、活用した低炭素、非常用対策、プロモーション推進プロジェクト
太陽光LED灯設置による交流拠点施設魅力向上事業	
小水力発電事業化詳細調査	②風力発電、中小水力発電等による新産業創出プロジェクト
風力発電事業化詳細調査	
電気バス導入事業	③電気バス等の導入による低炭素交通推進プロジェクト
美浜町太陽光発電導入事業	④太陽光発電によるエネルギーの地産地消プロジェクト
農業用パイプラインを活用した小水力発電事業	⑤農業用パイプライン活用プロジェクト
美浜町スマート・コンパクトシティ魅力創造拠点化事業	⑥再エネ等を活用した既存観光スポット、新たな集客施設の魅力づくり推進プロジェクト
三方五湖周遊船等新エネ活用可能性調査	
美浜観光まちづくり事業 エネルギー環境教育	⑦美浜版グリーンツーリズム推進プロジェクト
町民出資型の太陽光発電事業	⑧美浜町民を主体とした町民協働発電プロジェクト
(仮)再エネを活用したスマート施設園芸団地の推進	⑨美浜の自然資源等を活用した「made by MIHAMA(美浜発)」の産業・サービス・くらしの提案プロジェクト
地域づくりアドバイザー派遣制度の創設	⑩地域づくりアドバイザー派遣プロジェクト
みはまエネルギー基金創出可能性調査事業	⑪みはまエネルギー基金創出プロジェクト
集落主体モデル事業等個別プロジェクトの立案・実施/プラットフォーム機能の設置・充実	⑫「地域共助サービス事業体」による地域のための多彩なサービスの展開プロジェクト
新燃料の実証事業/新燃料の研究機関誘致事業	⑬町の資源を活用した新燃料等製造等・研究プロジェクト
(仮称)美浜エネルギーユニバーシティ構想	⑭エネルギー環境教育体験館を活用した専門人材の育成プロジェクト
ドローン運転技術育成プロジェクト/ IoT(※)やドローン等を活用した新規事業化の実証実験	⑮多様な技術、テクノロジーを活用したエネルギー周辺技術、ビジネス等の担い手育成プロジェクト

(※)…さまざまなものに通信機能を持たせて、機械を制御すること。近年では、家電や農業に应用されている。

70歳以上の
皆さんへ

平成30年8月から 高額療養費の上限額が 変わります

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、決められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

平成30年8月から、70歳以上の方の上限額(月ごと)が下記のように変わります。

平成30年7月まで			平成30年8月から		
適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000)×1% 〔多数回44,400円(※2)〕	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000)×1% 〔多数回140,100円(※2)〕	
		57,600円	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000)×1% 〔多数回93,000円(※2)〕	
			Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000)×1% 〔多数回44,400円(※2)〕	
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 〔年間の上限144,000円〕	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 〔年間の上限144,000円〕	57,600円 〔多数回44,400円(※2)〕
		57,600円 〔多数回44,400円(※2)〕			
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	24,600円	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
		8,000円	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)(※3)	15,000円	15,000円

- (※1) 世帯収入合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧たし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含む。
- (※2) 過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
- (※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

※お問い合わせ先

- ◆健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国民健康保険組合の加入者
……………ご加入の医療保険者まで
- ◆後期高齢者医療制度の加入者 …… 福井県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0776-54-6330
- ◆国民健康保険の加入者 …… 町住民環境課(担当・大岡) ☎ 32-6703

75歳以上の
皆さんへ

平成30年度から 医療保険料の軽減率が 変わります

75歳以上(※1)の方の保険料は、

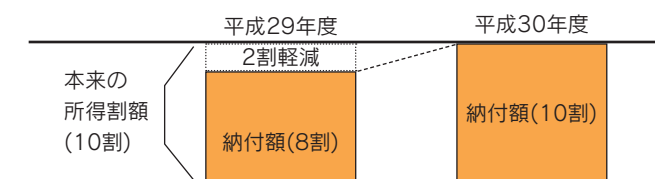
(※1)…65歳以上の方で、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象です。

- ① 年収に応じて納めていただく部分(所得割) と
- ② 全員に納めていただく定額部分(均等割) があります。

平成30年度から、75歳以上の方の軽減率が下記のように変わります。

① 所得割の額が変わる方 ▶▶▶ 年収 約153~211万円の方

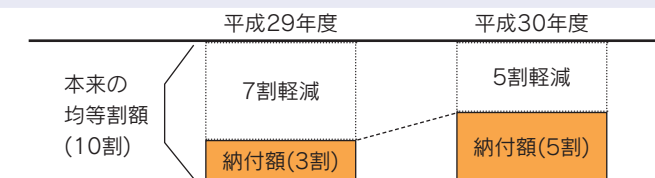
平成29年度の所得割は、特例的に2割軽減されていましたが、平成30年度からは本来納めていただく所得割額になります。(均等割の定額部分は変わりません。)



② 均等割の額が変わる方 ▶▶▶ 元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者 … 75歳になる前日に、家族の会社の健康保険等で被扶養者だった方
特定の要件の例 … 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方等。75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合等

平成29年度の均等割は、特例的に7割軽減されていましたが、平成30年度からは5割軽減になります。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さんへ

年金からの引き落としの場合、前半(4月、6月、8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半(10月、12月、2月)で残りの保険料を調整します。そのため、平成29年度よりも平成30年度の保険料額が増える方についても、実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。



※お問い合わせ先

福井県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0776-54-6330
町住民環境課(担当・馬野) ☎ 32-6703

※保険料の詳細内容は、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。⇒



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国民健康保険税の「課税限度額」と「軽減判定所得基準額」が変わります

国民健康保険税は、病気やケガ等をした時に、安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険の被保険者の皆さんに、公平・平等に負担していただくものです。国民健康保険税の納税義務者は、被保険者がいる世帯の世帯主(※)になります。

(※)…世帯主が国民健康保険に加入していない場合(社会保険や後期高齢者医療保険の被保険者)でも、同一世帯内に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主の方が納税義務者(擬制世帯主)となります。

国民健康保険税の税率等

国民健康保険税は、被保険者に対して3区分(医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分)それぞれについて、課税限度額を上限に所得割や資産割等を算出・合算し、世帯で合計した金額が年間の保険税となります。

平成30年度からは、医療保険分の課税限度額が54万円から58万円に引き上げられました。税率及び税額については、次のとおりです。

○平成30年度の税率及び税額

区分		税率・税額	課税限度額	
全被保険者	医療保険分	所得割 6.3%	58万円	
		資産割 35%		
		均等割 24,500円		
	後期高齢者支援金分	所得割 1.8%		19万円
		資産割 10%		
		均等割 6,500円		
40歳以上65歳未満	介護保険分	所得割 1.8%	16万円	
		資産割 -		
		均等割 8,500円		
合計	所得割 9.9%	93万円		
	資産割 45%			
	均等割 39,500円			
	平等割 5,000円			

所得割額 … 被保険者の所得に対して算出
 ・課税所得金額(前年中の総所得金額 - 33万円)×税率

資産割額 … 被保険者の固定資産税に対して算出
 ・本年度の固定資産税額×税率

均等割額 … 被保険者1人につき加算
 ・加入者数×均等割額

平等割額 … 1世帯につき加算
 ・1世帯×平等割額

国民健康保険税(年額)
 = 所得割額 + 資産割額 + 均等割額 + 平等割額

国民健康保険税の軽減制度

前年中における世帯の所得金額の合計が一定基準額以下の世帯は、「均等割」と「平等割」が軽減されます。今年度は、「5割軽減」と「2割軽減」の対象となる所得基準額が引き上げられ、対象となる世帯が拡大します。

注) 軽減制度利用の申請は不要ですが、同じ世帯に所得の申告をしていない方がいる場合、軽減判定ができません。そのため、国民健康保険被保険者及びその世帯主の方は、収入の有無に関わらず、毎年必ず所得の申告をしてください。

○平成30年度の軽減判定所得基準額

軽減割合	「世帯主(擬制世帯主を含む)」、「被保険者」、「特定同一世帯所属者(※1)」の前年総所得金額等の合計額
7割	改正前 33万円以下
	改正後 33万円以下
5割	改正前 33万円 + 27万円×被保険者数(※2)以下
	改正後 33万円 + 27.5万円×被保険者数(※2)以下
2割	改正前 33万円 + 49万円×被保険者数(※2)以下
	改正後 33万円 + 50万円×被保険者数(※2)以下

(※1)…国保から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も世帯主及び世帯構成に変更のない方
 (※2)…被保険者と特定同一世帯所属者の合計数

※お問い合わせ先 町税務課(担当・田辺直美) ☎ 32-6702

がんばる「美浜人」を応援します

町では、町民一人ひとりの知恵と発想を最大限に活かし、活発なコミュニケーションを通じて、地域が自立的に個性と魅力のあるまちづくりをしようとする団体に対して補助を行います。



↑太田区活性化プロジェクトによるヒガンバナの球根植え

●対象団体

町内で活動している、主に町民で構成される団体

※構成員が3人以上で、2分の1以上が町民であること

●補助対象となる事業

- ・ 次の条件をいずれも満たす事業
- ・ 地域の活性化、ブランド力の強化
- ・ または地域の実情を踏まえた課題の解決に資すること
- ・ 資金使途が明確で、収支計画を含む事業計画の実行性が高いこと

●補助対象となる経費

事業の対象であることが明らかであり、かつ証拠書類で金額等が確認できる経費

※団体運営のための経費、構成員に対する人件費、飲食費を除く。

●補助額

補助対象経費の8割以内

※限度額 1団体あたり40万円まで

●補助対象者の決定

行政、町民、民間団体等で構成する審査会でヒアリングを実施し決定します。

※採択された事業については、事業主体名、事業名、事業概要等を公表します。

●補助対象となる事業の期間

交付決定日から当該年度の3月末日まで

●応募方法

各事業の担当課に「事業計画書」を提出してください。詳しくはお問い合わせください。

※事業計画書は、町ホームページでダウンロードできます。

※お問い合わせ先

町企画政策課(担当・山野)

☎ 32-6701

補助金を活用された団体の方に話を伺いました



久保結の会

松田 賢一 さん

久保区では、地域の活性化と集落で自慢できる「もの」を作ろうと考え、平成28年度に久保結の会で「くぼ丸なす」づくりを始めるきっかけに、この補助金を活用しました。

平成29年度以降も、自主的に継続して活動しており、今年度も皆で力を合わせて「くぼ丸なす」づくりを行う予定です。



↑くぼ丸なすの収穫(左)とはあとびあで行われた料理教室(右)



美浜新庄冬まつり実行委員会

足立 修一 さん

冬まつりは、補助金を受ける前から有志で開催してきました。回を重ねるごとに、お客さんが増え、集客方法や設備の強化が必要になったため、この補助金を活用してチラシ作成ソフトやステージの材料等を購入しました。

冬まつりは今年で終了しましたが、実行委員会のメンバーによる活動は継続する予定で、今後も楽しいイベントを開催していきます。



↑冬まつりでのバナナポート(左)とステージでのイベント(右)

福井しあわせ元気国体 2018 福井しあわせ元気大会 2018

第73回 国民体育大会 / 第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう 力と技と美しさ



デモンストレーションスポーツ競技の参加者を募集します

デモンストレーションスポーツ競技(デモスポ)は「地域スポーツの振興」や「県民の健康増進・体力向上」、「世代間や地域間の交流を通じた活力ある地域づくり」を目的に開催されます。

県では、国体と障害者スポーツ大会の融合を推進しており、デモスポには、経験や障がいの有無に関係なく、誰でも参加できる交流の部(体験会)を設けているものがあります。

町では、デモスポとしてローイングエルゴメーターを開催します。国体に参加できるチャンスですので、ぜひご参加ください。

募集の詳細は次のとおりです。



- **開催日時** 8月5日(日) 9:00～
- **会場** 美浜町総合体育館
- **参加資格**
(競技の部) 県内に在住、在学している小学生
(交流の部) 県内に在住の未就学児または小学生以下(※)
ただし、両手でハンドルを引くことができ、移動式のシートに座り、両足で体を支えることができること。
(※) 障がいのある方の参加については年齢は問いません。
- **申込方法** 参加申込書に必要事項を記入の上、下記実行委員会まで、持参または郵送、FAXにてお申し込みください。
- **申込締切** 7月6日(金)まで

国体開催まであと100日!

9月29日開催の福井しあわせ元気国体総合開会式まで100日を切りました。

町実行委員会では、全国から訪れる選手たちをお迎えするため、JA敦賀美方みはま支店前の交差点と美浜駅前へのプランター台の設置や、美浜駅の歓迎装飾等の準備を進めています。

今後も、各区や自治会にプランター育成や歓迎ボード作成のお願いをしますので、皆様のご協力をお願いします。



↑美浜駅の歓迎装飾



↑JA敦賀美方みはま支店前のプランター台

■お問い合わせ先

町美浜創生戦略課 国体推進室内
「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会美浜町実行委員会事務局(担当・荒木)
☎ 32-6715 FAX 32-1115 国体ホームページ <http://2018kokutai-mihama.com/>

Facebook



美浜発電所の状況

今回の報告では、5月17日から6月15日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜1号機	廃止措置中(平成29年4月19日～) 第1回定期検査中(平成30年1月15日～)
美浜2号機	廃止措置中(平成29年4月19日～) 第1回定期検査中(平成30年1月12日～)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日～)



↑大野市への広域避難訓練
(平成28年度 原子力防災訓練時)

原子力防災訓練が実施されます
国主催の原子力総合防災訓練が次の内容で実施されます。

- **実施時期** 夏頃に実施予定で、日が確定次第行政チャネル等でお知らせします。
- **訓練対象発電所** 関西電力(株) 大飯発電所、高浜発電所
- **訓練対象** 大飯発電所、高浜発電所から半径30km圏内の市町
- **訓練内容** 今回の訓練は、平成29年10月に策定・改定した「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」(※)の実効性をより高いものとし、大飯地域と高浜地域の原子力防災体制の更なる充実強化を目指すものです。

(※) 原子力発電所に起因する原子力災害に關し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応を取りまとめたもの。



町では、平成27年3月に「美浜町広域避難計画」を策定し、原子力災害が発生した際、確実に避難場所を確保できるよう「おおい町」と「大野市」を避難先として定めています。

今回の訓練では、美浜町は大飯発電所の半径30km圏内に該当するため、訓練時に、想定される状況に応じて、一部の住民の方に防護措置(屋内退避や避難等)を実施していただく予定です。

また、訓練当日は、美浜町メール配信サービスを利用した訓練メールの送信や、行政チャネル、音声告知放送等による訓練放送を行う予定です。

訓練内容の詳細が決まり次第、お知らせしますので、訓練の参加についてご理解とご協力をお願いします。

美浜町メール配信サービスの受信登録をお願いします

美浜町メール配信サービスは、携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録された方に、町の防災情報等をメールで配信するサービスです。

同サービスでは、次の内容のメールが配信されます。

- 町の災害・避難情報や防犯に関する情報
- 消防庁からJ・ALERTを通じて配信される国民保護情報(ミサイル情報等)や地震、津波、気象情報
- スポーツイベントや「なびあす」で開催されるイベント情報

※ 受信を希望する情報は選択することができます。

新規登録や登録内容の変更は、同サービスにアクセスして設定できます。

町外にいても情報が得られ、災害発生時の情報収集に有効なメール配信ですので、未登録の方はぜひご登録をお願いします。

「美浜町メール配信サービス」
<https://mail.cous.jp/f-mihama/>

QRコード